

当院の保有するパソコン等のせり売りについて

(お知らせ)

当院で保有するパソコン等をせり売りすることとしましたので、お知らせします。
売却にあたっては、岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程第 31 条の規定により「せり売り」としますので参加（オンライン含む）の意思がある場合には以下をご覧いただいたうえでお申し出いただくようお願いいたします。

令和 8 年 9 月 17 日

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
理事長 杉田 竜太郎

1. せり売りに付する事項

(1) 売却する物件

パソコン等。別紙 1 売却物一覧のとおりですが、現状有姿を優先、一括となります。

(2) せり売りの開催日時及び会場

ア 開催日時 令和 8 年 10 月 22 日（木） 11 時 00 分から
イ 集合場所 岐阜県立多治見病院 管理棟 3 階 旧検査室

(3) オンライン参加の方法

(2)の会場には ZOOM の大画面（音声付き）を設けます。せり会場まで来なくても参加できます。ZOOM の URL は、せりの前日までに E メールでご案内します。

(4) 本契約にかかる附帯条件

別紙 2 に記載するとおり

(5) 現物確認について

可能な限り、あらかじめ現物をご確認願います。令和 8 年 10 月 21 日までに情報システム課職員にアポイントをお取りのうえ、現物確認をお願いします。

(6) せり売りへの参加申込み

ア 申込方法：「別紙 3」に必要事項を記載し以下により郵送または印鑑が確認できるよう、PDF をカラーで E メールにて提出してください。
イ 提出期限：持参する場合 令和 8 年 10 月 21 日（水）15 時 00 分まで
郵便による場合 令和 8 年 10 月 16 日（金）までの消印有効
ウ 提出先：地方独立法人岐阜県立多治見病院 情報システム課宛、表書きに「せり売り参加申込書」

(7) 落札者の決定に関する事項

ア せり売り会場では、希望買取価格を口頭（オンライン可）で提示いただき、当日お知らせする制限時間内に最高額を提示した者を落札者とします。

イ せり売り参加者が提示する金額

参加者が提示する買取価格は消費税を含まない額とし千円単位で提示することとします。
なお、開始価格はせり売り開始時に当院からお知らせします。

ウ 契約金額

契約金額は消費税及び地方消費税にかかる課税対象者（事業者）であるかを問わず、せり

金額に消費税 10% を加算した金額とします。

2. セリ売りへの参加資格に関する事項

期限までに参加の申し出があった者のうち、以下の各号をいずれも満たす者のみ参加できることとします。

- (1) パソコン等の古物商許可を持つか、必要な産業廃棄物処理に関する許可を得ている者
- (2) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する設置要綱」に規定する別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者およびその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものも含む。）でないこと。

3. 落札の無効に関する事項

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とします。

4. 落札者の責務

- (1) 落札者は、契約金額の納付を 10 月 26 日までに、指定する金融機関の口座に振り込みをお願いします。振込手数料は落札者負担となります。
- (2) (1)を病院職員が確認できましたらご連絡いたしますので、担当と日程調整のうえ 11 月 12 日までに指定の方法で搬出をお願いします。

5. その他

- (1) セリ売りへの参加は、法人の代表者又はその代理人が行ってください。代理人が参加する場合には直接会場に来られる方は当日に代表者からの委任状（別紙 4）を提出してください。オンライン参加者は前日までに郵送または PDF ファイルを E メールで提出してください。
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (3) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。なお、この場合は原則として改めてセリを行うものとします。
- (4) 落札後の契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (5) パソコン等は現状渡しとし、引き取るために必要な費用はすべて落札者の負担とします。

6. 担当者

〒507-8522 岐阜県多治見市前畑町 5-161

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 情報システム課 金子、春見

電話 0572-22-5311 内線 2582

E メール kaneko-hirohisa@tajimi-hospital.jp 、 kasumi-yuria@tajimi-hospital.jp